

第2回滋賀県首長会議での議論概要

1. 日 時 平成27年11月10日（火）14時～16時20分
2. 場 所 東近江市役所 本庁舎新館3階会議室（東近江市八日市緑町10番5号）
3. 出席者 知事、14市町長（欠席：甲賀市長、湖南市長、豊郷町長、甲良町長、多賀町長）

4. 概 要

（1）水防管理者と河川管理者の役割分担の確認について

【草津市提案概要】

- 鬼怒川の大規模水害では、市町から住民への避難情報の遅れが指摘されていることを踏まえ、河川管理者である県と水防管理者である市町の、それぞれの役割分担を確認したい。
- 県内の中小河川については、避難判断基準の設定ができておらず、市町が行う避難勧告等の発令の判断に苦慮している。
- 具体的には、①中小河川の避難判断基準の設定、②量水標の設置、③発災後の対応について議論したく、議題提案した。

【市町長発言概要】

- 近年、祖父川の水位上昇が早くなる傾向にあり、避難情報を出すタイミングに苦慮している。早期に避難判断基準の設定が必要と考えている。
- 善光寺川では、草木伐開など河川の維持管理に多くのボランティアの方に協力してもらっているが、近年は減少傾向にある。草刈機の手当てなど、県からも支援していただきたい。
- 平成25年台風18号では、結果として避難判断基準が未設定であった鴨川で決壊した。避難勧告等の基準となる数値がなく、判断が非常に難しかった。その後、水害に強い地域づくり協議会において、河川ごとに避難判断基準を議論いただいた。結果、市として避難判断基準を数値化することができた。大雨時の判断が非常にやりやすくなった。過去の水位や雨量等のデータ基にした避難判断基準の検討は大変効果的である。
- 平成25年台風18号による災害発生時には、県土木事務所職員に市役所に常駐してもらい、優先箇所を整理の上で指示し、県と市が一体となって対応することができた。県と市町の連携は極めて重要である。
- 災害時の水の流れを予測することは難しい。災害時における県と市町の責任の所在がはっきりしていないので、明確化させ、すぐに動ける体制の整備が必要である。
- 葉山川沿川の自治会では、地域の避難判断基準を設けているところもある。
- 平成25年台風18号の際に、永源寺ダムで大規模放流されたことにより、避難勧告を出したことがあるが、利水目的のダムであっても、あらかじめ災害に備え計画的な放流をしていただきたい。利水目的のダムであっても、治水対策に利用できるよう、近畿地方整備局と近畿農政局に申し入れている。
- 平成24年には南郷地区で、平成25年には大津市内全域で大規模な災害が発生しており、中小河川の改修をお願いしたい。
- 平成25年台風18号では、河川改修ができていない草津川上流部で被害が発生しており、

抜本的な河川改修を速やかに進めてもらいたい。

- ①全ての河川に量水標を設置するとともに、市町が発令する避難勧告等の発令基準の早期設定に協力願いたい。②滋賀県土木防災情報システム(sispad)による水位データ配信をいただいているが非常時には電話連絡もお願いしたい。③県が把握している河川の危険箇所は市町と共有し、県と市町が手分けしてパトロールするなどに対応を期待する。④河川改修、維持管理はしっかりと対応願いたい。
- 安曇川では、大雨時、市職員が現地に行き撮影した写真を基に避難勧告等の判断をしているが、同一河川であっても、場所によっては水位が大きく異なっており、正確な状況把握は難しい。経験的に、判断が一番難しいのは、土砂災害である。

【知事発言概要】

- 避難判断基準の設定については、水位上昇が急減である中小河川での設定が課題となっている。このため、水害に強い地域づくり協議会の中で議論を進めており、中小河川に簡易量水標を設置したり、水位と雨量による避難判断の目安となる基準を検討するなど、関係市町と連携を図りながら取り組んでいる。
- 水位と雨量による避難判断の目安となる基準の検討は、平成 26 年度には鴨川において、平成 27 年度には草津川上流・狼川（草津市）、祖父川（竜王町）、荒川（湖南市）、米川（長浜市）、出川（米原市）において実施している。
- 平成 25 年台風 18 号被害を教訓に、災害発生時に県と市町が連携して対応できるよう、県は市町に「情報連絡員」を派遣できる体制を整えている。

（2）北陸新幹線敦賀以西ルート検討の動向について

【滋賀県提案概要】

- 県としては、京都府、大阪府とともに、関西広域連合として「米原ルート」を進めるところを主張する。
- 一方で、北陸本線や湖西線が並行在来線に該当することになるが、県としては、一貫して、JR 西日本からの経営分離は受け入れられないという方針である。

【市町長発言概要】

- 並行在来線が最大の課題である。「並行在来線」の定義と、「米原ルート優先」ということが、他ルートとの関係でどのような形で収斂されていくのかということであるが、現在は、政治マターになっており、我々の手の届くところでの議論となっていない。我々も、一緒に研究して、スタンスを示していくべきである。
- どのルートになっても湖西線が並行在来線になるのは、受け入れられない。

【知事発言概要】

- 並行在来線を JR の経営から分離させるためには、沿線自治体の同意が必要となるが、北陸 3 県の場合は、新幹線の早期開業を進める上で、並行在来線になって困る自治体はなか

った。そういった意味において、米原ルートは、これから違うステージに入り、政治的にも難しい動きが求められてくる。

【市町長発言概要】

- 福井県は、県民の総意として、並行在来線の三セク化を受入れる一方で、県内に4つの新幹線新駅の設置を求めているが、滋賀県には、こういった新駅の議論が出来ていない。米原ルートについて、米原・敦賀間の並行在来線は、JRで運営してもらうのが絶対条件である。県当局において、米原ルートによってこれだけの活性化ができるというビジョンを率先して作り上げるべき。
- 彦根市、米原市、長浜市の発展には、米原ルートは、どうしても必要。県において、課題を整理し、訴えていくべき。
- 米原ルートによって、県全体が活性化するようなビジョンを持ち、県民総意による盛り上がり求められている。
- 東海道新幹線の整備の際には、琵琶湖線は経営分離されなかった。米原ルートの姿勢を崩さず、県のリーダーシップと底力を見せてもらいたい。
- 福井県では、県を挙げて小浜ルートの実現に取り組んでおり、滋賀県と比べてリードしている。福井県が頑張っているのなら、滋賀県においても地元の市町に福井県を上回る熱意を持ってもらわないと負けてしまう。我々ももっと声を上げるべきだ。
- リニア新幹線の整備がどのように影響するかの検討が必要である。
- どのルートになっても、並行在来線の問題は生じる。並行在来線の問題をあまり引きずると米原ルートは実現しなくなってしまう。並行在来線は、県が引き受ける覚悟を持ってパッケージで議論し、県の姿勢を強く示していくべきだ。
- JRは、東海道新幹線のキャパを理由に、米原ルートに消極的であるが、北陸新幹線の全線開業に伴い、東海道新幹線のキャパに余裕が出てくるはずだ。そういったことを踏まえ、しっかりとしたビジョンを持つべきである。

【知事発言概要】

- 黙っていても米原ルートに決まるほど易しいものではない。ルート決定時には、並行在来線についての合意形成ができていなければならない。並行在来線については、安易に県で引き受けることが出来るものではない。バラ色のことばかりではないと言うことを共有してやらないといけない。
- 「小浜市附近」とされている国の計画を覆すには大きな力が必要と思うが、県としてのビジョンやプランについては持ち帰って考えたい。
- メリットは滋賀県だけではないので、関西全体での費用負担を主張していきたい。
- 並行在来線の問題については、県だけで決められる話ではないので、市町の皆さんの意見を伺いながら考えていきたい。

【市町長発言概要】

- JRにとって湖西線は収益性の高い路線であると聞いている。県において、経営分離され

た場合の収支見通しなどのシミュレーションを示し、議論していくべき。

- 北陸3県、京都府、大阪府には、新幹線を通すことのビジョンを持っているが、滋賀県にも、そういったビジョンが必要である。
- 琵琶湖環状線を整備したときのメリット等を踏まえ、米原ルートや並行在来線の問題に取り組んでいくべき。
- それぞれのルートにおける、滋賀県にとってのメリット・デメリットを提示し、米原・京都間における新幹線新駅の必要性も訴えていかなければならない。

(3) 農地中間管理事業について

【彦根市提案概要】

- 今年度の機構集積協力金の配分の優先順位により、協力金を得られなくなった方がおり、不満の声があがっているが、今後の農地中間管理事業について、皆さんの意見を伺いたい。

【野洲市提案概要】

- 昨年度は、要望した満額が配分されたが、今年度は、約10億円の要望に対して新たな配分はなく、昨年度からの基金残高（約3億円）で対応することとなり、7億円の不足が生じている。
- 県からの説明用パンフレットに「予算の範囲内で交付」と記載されてはいるが、今年限りで農業をやめて農地を貸し出そうとしている農家は、来年度のチャンスを奪われる訳であり、昨年度と比べて不公平な状態となっている。
- 県としてどのように対応しているのか、この制度が今後どのようになるのか、共通認識を図りながら議論したい。

【知事発言概要】

- 状況についてであるが、国において必要な予算額が確保されず、県が要望する配分が無かったと聞いている。
- 今年度は、国の実施要綱の改正を受けて県で配分基準を定め、担い手に対して新たに貸付けられる農地面積や集積増加率に基づいて優先的に配分している。これまでも県内の現状を国へ伝えており、更なる配分を要望していきたい。
- 国の施策であり、県だけではいかんともしがたい問題である。
- 国では次年度においても、新たに担い手に集積される面積に応じて都道府県に配分されると聞いているので、本県の状況をしっかり勘案されるよう国に要望してまいりたい。
- 実施要綱の改正についても速やかに情報を入れながら、皆様と情報共有してまいりたい。

【市町長発言概要】

- 昨年度は交付されたものが、今年度は交付されないとすると、農家は国を信用しなくなってしまう。
- 払うべきものは払ってもらおうよう、今年中の補正予算対応も含め、県として国に要望してもらいたい。